

発行
長野県教職員組合
長野市旭町 1098



号外 2019-48
2019年8月22日
指示 2号

人事委員会委員長宛ジャンボはがき送付で 6年連続の賃金改善を実現しよう！

人事院は、8月7日、月例給を387円（平均改定率0.10%）、一時金（ボーナス）を0.05月（年間4.50月）引き上げる6年連続のプラス勧告を行いました。しかし、月例給の配分については若年層に限定した引上げであることや、一時金の引上げを6年連続で勤勉手当にあてたこと、再任用職員については月例給および一時金の改定が行われなかったことは大いに不満の残る内容となっています。

今後、長野県人事委員会にむけ、2014年に作成した県独自給料表を維持しつつ、県内情勢や県職員の実態を踏まえ、本県の公民較差によりプラス勧告を求めていくとりくみが重要です。

地公労（長野県地方公務員労働組合共闘会議）は全組合員が要請行動を行い、強く人事委員会に求めていくことを決定しました。わたしたちの生活を守るため、下記のとおりくみへの積極的な参加をお願いします。

指発 第73号
2019年8月22日

支部執行委員長 様
職場長・評議員 様
組 合 員 様

長野県教職員組合
執行委員長 宮田 弘則

指示 2号

人事委員会委員長宛ジャンボはがき送付のとりくみについて

県職員賃金の改善を実現するため、以下のとりくみを緊急に行うよう指示します。

<職場のとりくみ>

I 時間外職場集会の開催

1 期 日 9月4日（水）まで *期間中の都合の良い日に実施してください。

2 内 容

○学習・職場討議 本指示及び「人事院勧告資料」参照

○人事委員会委員長宛ジャンボはがき送付の記入

II ジャンボはがき送付のとりくみ

1 人事委員会委員長宛ジャンボはがきを9月4日（水）までに投函してください。
9月10日の人事委員会要請で人事委員会委員長に直接手渡します。間に合うよう
をお願いします。

*どうしても間に合わない場合、最終締め切りは9月27日とします。

- ◇「主張－職場の声を聞いてください」は下記を参考にしてください。
- ◇可能な限り、組合未加入の方にも協力してもらってください。
- ◇支部はとりくみがすべての職場で実施されるように働きかけてください。

「主張－職場の声を聞いてください」 文例

- ・年金や将来への不安が大きくなっています。希望の持てる賃金にしてください。
- ・へき地勤務には厳しい実態があります。へき地手当を国基準並みに戻してください。
- ・正規教職員と同じ労働をしている臨任者の給料の上位制限をなくしてください。
- ・低賃金で働き、「官製ワーキングプア」と言われる臨時・非常勤職員の待遇改善を進めてください。
- ・再任用の賃金や待遇を改善してください。
- ・障害のある子をもつ教職員に対して、安心して働き続けることができる制度を確立してください。
- ・長期不妊治療休暇を新設し、代替者を措置してください。

<その他、職場・みなさんの生活実態を強く訴えてください>

〈職場討議資料〉

今後のとりくみのポイント

- 今回の人事院勧告は、国家公務員の給与改定のための勧告です。
- 長野県職員の給与改定は「県人事委員会勧告」が基本になります。
- 10月中旬に予定される県人事委員会勧告に対すとりくみが重要です。
今回の指示2号はこのとりくみの重要な柱です。
県人事委員会に対し、労働基本権のうち団体行動権が制約されている公務員の代償機関としての役割を果たすよう求めます。
- その後は、県人事委員会勧告をもとに、県当局がどのように給与改定をするかを決定します。その際、10月18日、11月1日に行われる地公労と県当局との交渉が極めて重要な意味をもちます。

2019 長野県人事委員会勧告に向けて

◇賃金に関する要求のポイント

- ①民間給与実態調査に基づき公民較差を的確に把握し、較差については給料表の増額改定を基本としたプラス勧告を。一時金については、生活を守るために必要な支給月数を引き上げること。引上げ分は、期末手当とすること。
- ②給料表の最高号俸到達者の現状、現給保障廃止に伴う影響を踏まえ、全ての在職者が定年まで昇給可能となるよう各給料表の号俸の増設を勧告すること。また、高齢層職員の昇給抑制は行わないこと。
- ③へき地学校勤務者の生活実態や人材確保、人事異動の観点から、へき地手当の支給率を国基準に戻すよう勧告をすること。

◇労働条件等に関する要求のポイント

- ①労働基準監督機関としての人事委員会の機能強化を図り、全ての職場において超過勤務の実態を調査し、必要な措置を勧告すること。